

中部運輸局(名松線事故)に続き 切符広告で公取委からも警告!

報道によると、往復割引切符の広告で、追加料金が発生する場合があることを表示していなかったことは、景品表示法違反の恐れがあるとして、公正取引委員会はJR東海に対し、『警告』したと報じています。

名松線事故でも、中部運輸局から『警告』を受けています。しかし、沿線住民には、何ら説明(謝罪)もしていません。社員に対するコメントもありません。行われているのは、社員への責任追及だけです。これだけ社会を騒がせて、経営陣は責任は取らないのでしょうか。

皆さん、経営不祥事についてどう思われますか。

社員には責任追及!
経営陣こそ責任を取れ!

日本経済新聞 4月24日 朝刊

「指定席は片道1回」説明せず

名古屋市内と北陸地方の二駅間で使える往復割引切符の広告で、追加料金が発生する場合があることを表示していなかったとして、公正取引委員会は二十三日、JR東海に景品表示法違反(優良誤認)の恐れがあるとして警告した。

警告の対象となったのは、二〇〇三年三月に発売が始まった「北陸往復割引きっぷ」。年間五万枚弱が販売されており、約五億五千万円の売り上げがあるという。

公取委によると、JR東海は昨年四―十二月の間、ホームページ上の広告で「特急列車の普通車指定席を利用」などと表示した。しかし実際に指定席が使えるのは片道につき一回で、途中で乗り継ぐ際には三百―五百十円の指定席料金を追加して支払わなければならない。説明がなかった。

JR東海に警告

公取委、不当表示の恐れ

名古屋発の特急列車は一日十四本あったが、うち六本は金沢駅止まりで、その先の富山駅などに行く際は乗り継ぎが必要だった。表示の確認は担当者任せで、実際のダイヤとの関係などについて社内的な確認が十分されていなかったという。

JR東海は昨年十二月にホームページの記載を改めた。同社は二十三日、「公取委の指摘を踏まえ、より適切な表示に努めたい」とのコメントを発表した。